

# あなたの ブロック塀は 安全ですか？

地震が発生したときに倒れ、人命に関わる重大事故に繋がる危険性があります。  
補助制度を活用し除却等を行うことで安全を確保しましょう。

## ブロック塀等の除却費用

※市町村により上限額は異なります。

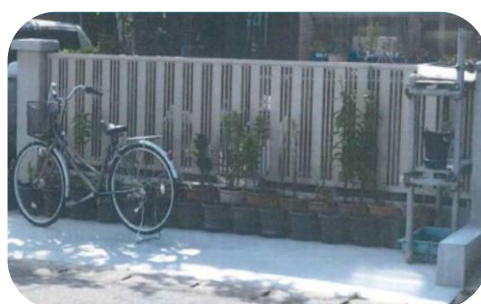
上限

37万5千円 補助

### 既設ブロック塀を除却し、フェンスを新設した事例



改善前



改善後



改善前



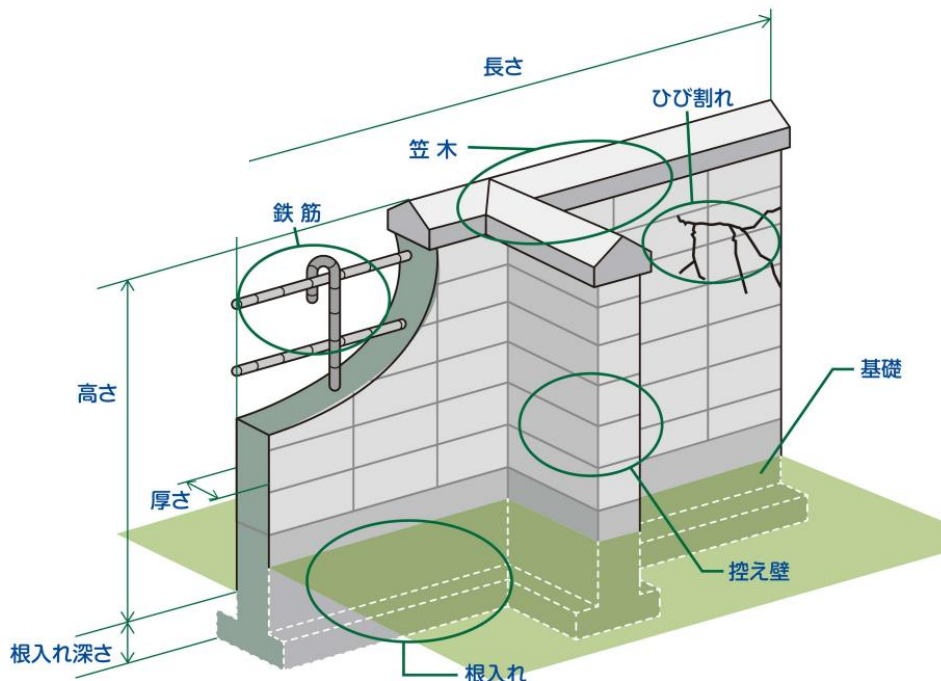
改善後



## 自宅のブロック塀をチェックしてみましょう

以下の項目を点検し、一つでも不適合があれば危険なので改善しましょう。

まず1～7をチェックし、一つでも不適合がある場合や、分からないことがあれば、専門家に相談しましょう。



### ブロック塀の場合

- 1. 高さは地盤から 2.2m 以下か
- 2. 厚さは 10cm 以上か(高さが 2m を超える場合は 15cm 以上)
- 3. 長さ 3.4m 以下ごとに、塀の高さの 1/5 以上突出した控え壁があるか(高さが 1.2m 超の場合)
- 4. 基礎があるか
- 5. 傾き、ひび割れはないか
- 6. 笠木にひび割れ、ぐらつきはないか
- 7. 塀全体にぐらつきはないか

### 組積造(れんが造、石造、鉄筋のないブロック)の塀の場合

- 1. 高さは地盤から 1.2m 以下か
- 2. 厚さは十分か
- 3. 長さ 4m 以下ごとに、厚さの 1.5 倍以上突出した控え壁があるか
- 4. 基礎があるか
- 5. 傾き、ひび割れはないか
- 6. 笠木にひび割れ、ぐらつきはないか
- 7. 塀全体にぐらつきはないか

### <次の項目も大事なチェックポイントですので専門家に相談してみましょう>

- 鉄筋が入っているか
- 特に、塀、基礎及び控え壁がそれぞれ鉄筋で十分定着されているか
- 塀の上に建物や屋根などの工作物はないか
- 土圧による塀の傾きはないか
- 高さが 1.2m 超の場合、基礎の根入れ深さは 30cm 以上か
- 組積造の場合、基礎の根入れ深さは 20cm 以上か

## 不適合の項目があった場合



傾きやぐらつき、ひび割れがあるブロック塀や、高さや控え壁等の構造基準を満たしていないブロック塀等は、地震が発生したときに倒れ、人命に関わる重大事故に繋がる危険性があります。そうなる前に、除却等を行うことで安全を確保しましょう。

危険ブロック塀等の除却には、補助が出る場合がありますので、ぜひご利用ください。

### ⚠ 危険ブロック塀の例



↑斜めに大きなひび割れが入っている



↑下部にひび割れもあり、ずれも生じている

## 1 ブロック塀等の改善工事の事例

以下の事例は、補助を活用してブロック塀等の除却をしたものです。中には、安全の確保だけでなく、使いやすさや見栄えもよくなった例がありますので、これらを参考に補助を使って上手にブロック塀の安全を確保しましょう。

### 01 既設ブロック塀を除却した事例

改善前



改善後



## 2 補助対象について

 過去に補助を受けていない、次の条件に適合する工事が対象になります。

1

各市町村及び宮城県のブロック塀等  
実態調査において危険と判断された  
もの

各自治体の職員が現地調査を行います

2

全部または一部を除却する工事  
(一部除却については、建築基準法に適  
合するものに限り)

新設工事のみでは対象になりません

3

工事に着手していないこと  
※申請後の着工になります

既に工事が始まっているものは対象外  
です

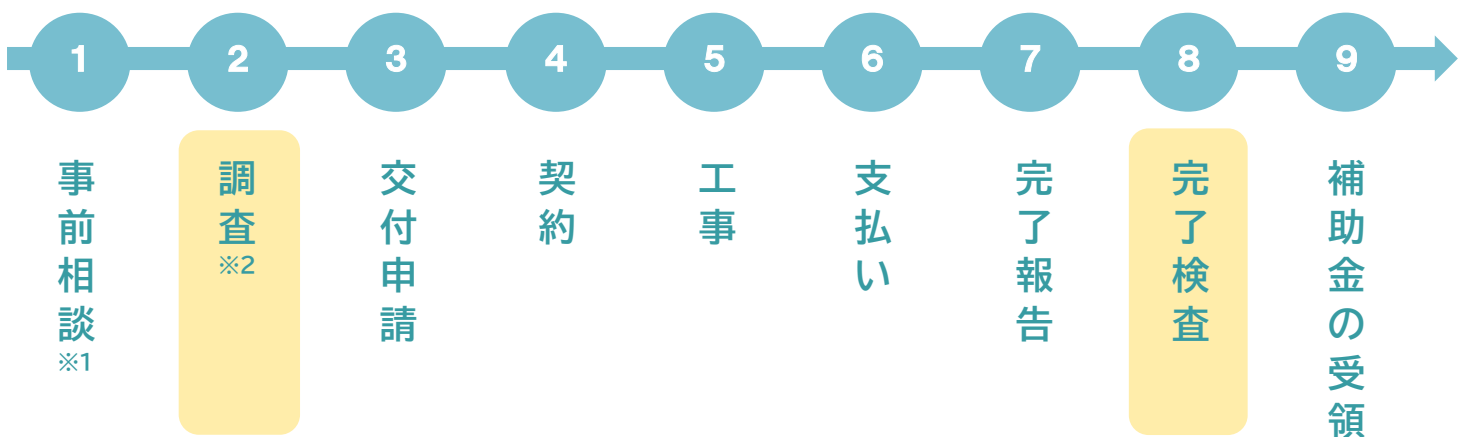
4

道路等に面する「組積造の塀」、  
「補強コンクリートブロック造の塀」である  
こと

敷地間にあるブロック塀等は対象外です

 市町村により上記以外にも条件がある場合があります。

## 3 補助制度の手続きの流れ



※1:お住まいの市町村にお問い合わせください。(最後のページに窓口を記載しています)

※2:市町村の職員が現地調査を行い、危険と判断された場合に補助の対象になります。

黄色で着色した部分は市町村が行う手続きです。

## 4 Q&A

Q 既に完了した工事は補助金の対象になりますか？

A 対象外です。必ず**工事着手前**に市町村へご相談ください。

Q うちのブロック塀は補助対象ですか？

A 判断に迷う場合は、お住まいの**市町村窓口**にお問い合わせください。

Q 補助金の上限額はいくらですか？

A 市町村毎に異なりますが、およそ**15万円～37万5千円**となっています。

Q 除却する場合の工事費用はどれくらいかかりますか？

A 工事の内容によって異なりますが、**除却工事の平均額は27万円**です。(※)

※令和2年度～令和4年度に宮城県内で行った工事の平均額となっています。  
フェンス等の新設費用は含めておりません。

Q 相談できる建築士や工事業者の紹介はしてくれますか？

A 下記の**専門家**へご相談ください。

団体名	電話番号	対応可能業務
一般社団法人宮城県エクステリア協会	022-344-6225	調査 施工等
一般社団法人宮城県建築士会	022-298-8037	調査 施工等
一般社団法人宮城県建築士事務所協会	022-223-7330	調査 施工等
一般社団法人宮城県建設業協会	022-262-2211	調査 施工等
公益社団法人日本建築家協会 東北支部宮城地域会	022-225-1120	調査

## 5 各市町村の窓口

まずは、お住まいの市町村の補助制度をご確認ください。  
右記のQRコードを読み込むと、県のホームページから  
各市町村の補助制度の情報が確認できるため、ご活用ください。



市町村名	担当課	電話(内線)
仙台市	青葉区 街並み形成課	022-225-7211
	宮城野区 街並み形成課	022-291-2111
	若林区 街並み形成課	022-282-1111
	太白区 街並み形成課	022-247-1111
	泉区 街並み形成課	022-372-3111
	建築指導課 建築防災係	022-214-8323
石巻市	建築指導課 指導係	0225-95-1111 (5677, 5679)
塩竈市	まちづくり・建築課 指導係	022-364-1126
気仙沼市	住宅課 住宅企画係	0226-22-3426
白石市	建設課 建築住宅係	0224-22-1326
名取市	都市計画課 建築係	022-724-7124
角田市	都市計画課 都市計画係	0224-63-0138
多賀城市	都市計画課 建築宅地係	022-368-4242
岩沼市	都市施設課 住宅係	0223-22-1117
登米市	建築営繕課 営繕二係	0220-34-2318
栗原市	建築住宅課 建築係	0228-22-1153
東松島市	建築住宅課 建築係	0225-82-1111 (2205)
大崎市	建築指導課 指導担当	0229-23-8057
富谷市	都市計画課	022-358-0527

市町村名	担当課	電話(内線)
蔵王町	建設課 建築係	0224-33-2214
七ヶ宿町	農林建設課 建設土木係	0224-37-2115
大河原町	地域整備課 建築住宅係	0224-53-2445
村田町	建設水道課 建設班	0224-83-6407
柴田町	都市建設課 建築住宅班	0224-55-2121
川崎町	建設課 建築係	0224-84-4060 (1282)
丸森町	建設課 建築住宅班	0224-72-3032
亘理町	都市建設課 建築宅地班	0223-34-0508
山元町	建設水道課 都市計画班	0223-37-5111
松島町	建設課 管理班	022-354-5715
七ヶ浜町	防災対策室 交通防災係	022-357-7437
利府町	都市整備課 営繕係	022-767-2342
大和町	総務課 危機対策室	022-345-1112
大郷町	地域整備課	022-359-5508
大衡村	都市建設課	022-341-8515
色麻町	総務課 防災安全係	0229-65-2210
加美町	建設課 建築係	0229-63-3116
涌谷町	建設課 都市計画班	0229-43-2129
美里町	建設課 総務係	0229-33-2143
女川町	建設課 庶務係	0225-54-3131 (272)
南三陸町	建設課 営繕係	0226-46-1377

## お問い合わせ先

宮城県建築物等地震対策推進協議会  
(企画局:宮城県 土木部 建築宅地課 企画調査班)

電話番号 022-211-3245

メール kentakp@pref.miyagi.lg.jp

補助制度について

不明な点があればお気軽に

ご相談ください

